

ASK ニュース

Vol.0148

2015年3月23日(月)
担当：MS事業部 北野

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

マイナンバー制度

はじめに

「社会保障と税の一体改革」の目玉の一つであるマイナンバー制度が、いよいよ来年より導入されます。そこで、今回はマイナンバー制度について取り上げます。

マイナンバー制度とは

マイナンバーには、個人に付けられる個人番号と法人等に付けられる法人番号があります。個人番号は、住民票をベースに市町村長が指定します。これは、1人1番号であり、亡くなっても他の人に付けられることはありません。

また、法人番号は、国税庁長官が指定します。個人番号と同じように1法人1番号であり、法人が解散・清算しても他の法人にその番号を付けられることはありません。

これらの番号を使用し、情報の連携を各行政機関等で行うことにより、行政運営の効率化、公平・公正性の確保、国民の利便性の向上を目的としています。

導入スケジュール

現時点での導入スケジュールは、以下のとおりとなります。

H27年10月 マイナンバー(個人番号・法人番号)が順次配布

H28年1月 社会保障・税・災害対策で利用開始

H29年1月 省庁間のネットワークがつながる

H29年7月 自治体とネットワークがつながる

マイナンバーの取り扱い

マイナンバー制度の取り扱いは、番号法において各種保護措置が設けられています。

例えば、番号取得に関しては、利用目的が法律で定められている場合のみ提供する、もしくは番号の提供を求めることができます。その他、具体的なガイドラインは、特定個人情報保護委員会から出ていますので、ご確認下さい。

終わりに

マイナンバーの導入には、添付書類の省略ができるようになる等の省力化されるというメリットがあります。

しかし、マイナンバーは多数の個人情報がつながっているため、取り扱いには慎重にならなければならない面もあります。これから導入までの間に社内での取り扱いについて考える必要があります。

